

# 酪農経営体生産性向上緊急対策事業（労働負担軽減事業） 個人情報提供に係る同意の委任状の作成について

## 1 作成の目的

本事業では、事業実施計画の承認を行うにあたり、事業実施要綱や事業実施要領に定める費用対効果の評価を踏まえ決定することとしておりますが、決定にあたっては、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）（以下「牛トレーサビリティ法」という。）第3条に規定された牛個体識別台帳を利用し、経産牛の飼養頭数を確認することを予定しています。

この牛個体識別台帳を利用するにあたっては、通常、独立行政法人家畜改良センターが定めた牛個体識別全国データベース利用規定に基づき、利用者それぞれが事業に参加する酪農経営者から牛個体識別台帳における酪農経営者の個人情報の取得についての同意を得ることが必要となります。

しかし、本事業の重要性かつ緊急性を考慮して、本事業に限り、別紙様式の「酪農経営体生産性向上緊急対策事業（労働負担軽減事業）個人情報の提供に係る同意の委任状」（以下「委任状」という。）により、酪農経営者の牛個体識別台帳における個人情報取得についての権限を公益社団法人中央畜産会会長に委任することで対応することといたしました。

つきましては、この別紙委任状を中央畜産会会長に必ず提出するようにしてください。

## 2 留意事項

- ① 事業に参加を希望する酪農経営者は、平成29年6月1日現在で乳用経産牛が飼養されている県内全ての農場（管理者コード番号）を記載して下さい。
- ② 氏名又は名称、住所又は所在他については、牛個体識別台帳に記載されている管理者名を記載して下さい。
- ③ ①の「管理者コード番号」や②の「氏名又は名称」が牛個体識別台帳と異なる場合は、費用対効果の評価のための乳用経産牛が、牛個体識別台帳より抽出できなくなりますのでご注意ください。

## 3 提出方法

事業参加希望の労働負担軽減経営体は、所属する楽酪応援会議経由で道府県畜産協会等に提出してください。

道府県畜産協会等は、提出された委任状の原本を中央畜産会に送付していただき、コピーを保管して下さい。